

新旧対照表

○ 柏市工事検査要領

(傍線部分は改正部分)

改正前	改正後
(工事検査職員の職務) 第4条 工事検査職員の職務は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 (1) 専門検査職員 請負契約金額が <u>130万円</u> を超える工事の検査 (2) 臨時検査職員 請負契約金額が <u>130万円</u> を超える工事の検査 (3) 指定検査職員 請負契約金額が <u>130万円</u> 以下の工事の検査	(工事検査職員の職務) 第4条 工事検査職員の職務は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 (1) 専門検査職員 請負契約金額が <u>200万円</u> を超える工事の検査 (2) 臨時検査職員 請負契約金額が <u>200万円</u> を超える工事の検査 (3) 指定検査職員 請負契約金額が <u>200万円</u> 以下の工事の検査
(契約締結通知) 第6条 工事担当課長は、請負契約金額が <u>130万円</u> を超える工事について、契約締結通知書兼台帳に関係書類を添付し、速やかに技術管理課長に通知しなければならない。	(契約締結通知) 第6条 工事担当課長は、請負契約金額が <u>200万円</u> を超える工事について、契約締結通知書兼台帳に関係書類を添付し、速やかに技術管理課長に通知しなければならない。
(工事成績評定の提出) 第12条 専門検査職員及び臨時検査職員は、請負契約金額が <u>130万円</u> を超える工事検	(工事成績評定の提出) 第12条 専門検査職員及び臨時検査職員は、請負契約金額が <u>200万円</u> を超える工事検

査完了後速やかに柏市工事成績評定要領（平成１６年２月１０日制定）で定めるところにより，当該工事検査に係る工事成績評定表を作成し，技術管理課長に提出しなければならない。	査完了後速やかに柏市工事成績評定要領（平成１６年２月１０日制定）で定めるところにより，当該工事検査に係る工事成績評定表を作成し，技術管理課長に提出しなければならない。
---	---